

3 補助金を申請する

3-1 補助金申請の手続き

2の現状変更行為のうち、その工事等の内容が補助の対象になる場合で、補助を受けようとする場合は、現状変更行為の許可を受ける手続きに加えて、次の補助金申請・補助の流れに沿って手続きをする必要があります。

補助金申請の流れ

工事計画
↓
工事着工
↓
工事施工
↓
工事完了

施
主

→ 工事等の事前相談 →
→ 補助金申請 →
← 補助金交付決定 ←
→ 補助金変更申請 →
← 補助金変更承認・変更決定 ←
→ 工事完了実績報告 →
← 検査確認 ←
← 補助金交付確定通知 ←
→ 補助金交付請求 →
← 補助金交付 ←
→ 精算書類の提出

出
水
市

- 手続きに必要な申請書等 ☞ 12・13頁を御覧ください。
- 補助の基準 ☞ 14～17頁を御覧ください。

※ 原則、事前に相談・協議いただいた計画について、次年度以降の事業化を検討
します。

※ 補助事業については、予算の都合がありますので、工事予定を調査した時点で申し出がなかったり、申し出があっても全体事業費の規模や事業内容等により補助できないこともあります。

3 補助金を申請する

3-2 特定物件の補助金申請に必要な書類

注:変更申請・実績報告時の書類を含む。

区分	書類	補助金交付申請書	事業計画書	収支予算書	各階平面図	立面図(建築物は四面)	矩計・詳細図	構造図	工事設計見積書	設計見積数量計算書	補助金変更申請書	補助金実績報告書	工事請負契約書(写)	工事請負変更契約書(写)	工事完了届(写)	工事領収書(写)	補助金交付請求書	補助金概算払申請書
	縮尺	-	-	-	1/100	1/100	1/30	1/20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築物	修繕・模様替え	◎	○	○	◎	◎	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
	増築・改築	◎	○	○	◎	◎	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
その他の工作物・環境物件	修繕・模様替え	◎	○	○	◎	◎	◎	△	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
	生垣・樹木・竹林・林	◎	○	○	-	-	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
	溝・石段	◎	○	○	-	-	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲

- 凡例 ◎○:補助金交付申請に必要なもの
 ●○:補助金変更申請に必要なもの
 □○:補助金実績報告に必要なもの(工事請負変更契約書写は変更があった場合のみ)
 ■:補助金交付請求に必要なもの
 ▲:補助金概算払申請に必要なもの
 △:場合によって必要なもの

注意 立面図:仕上げを記載すること
 構造図:法面処理材料及び仕上げを記載すること

3 補助金を申請する

3-3 特定物件以外の補助金申請に必要な書類

注：変更申請・実績報告時の書類を含む。

区分	書類	補助金交付申請書	事業計画書	収支予算書	各階平面図	立面図 建築物は四面	矩計・詳細図	構造図	工事設計見積書	設計見積数量計算書	補助金変更申請書	補助金実績報告書	工事請負契約書 写	工事請負変更契約書 写	工事完了届 写	工事領収書 写	補助金交付請求書	補助金概算払申請書	
		縮尺	-	-	-	1/100	1/100	1/30	1/20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新築	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲	
	増築	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲	
	改築	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲	
	修繕・ 模様替	屋根	◎	○	○	-	◎	△	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
		外壁	◎	○	○	-	◎	△	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
		建具	◎	○	○	-	◎	△	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
	色彩の 変更	屋根	◎	○	○	-	◎	△	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
		外壁	◎	○	○	-	◎	△	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
		建具	◎	○	○	-	◎	△	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
	門扉 祠	新築	◎	○	○	◎	◎	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
改築		◎	○	○	◎	◎	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲	
石垣 擁壁 塀		新築	◎	○	○	-	-	◎	◎	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
		改築	◎	○	○	-	-	◎	◎	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
その他		新築	◎	○	○	△	△	△	△	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
		改築	◎	○	○	△	△	△	△	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲
	修繕模様替	◎	○	○	◎	◎	△	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲	
生垣 溝石 段	新設	◎	○	○	-	-	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲	
	新設	◎	○	○	-	-	◎	-	○	○	●	□	□	□	□	□	■	▲	

- 凡例 ◎○：補助金交付申請に必要なもの
 ●○：補助金変更申請に必要なもの
 □○：補助金実績報告に必要なもの（工事請負変更契約書写は変更があった場合のみ）
 ■：補助金交付請求に必要なもの
 ▲：補助金概算払申請に必要なもの
 △：場合によって必要なもの

注意 立面図：仕上げを記載すること
 構造図：法面処理材料及び仕上げを記載すること

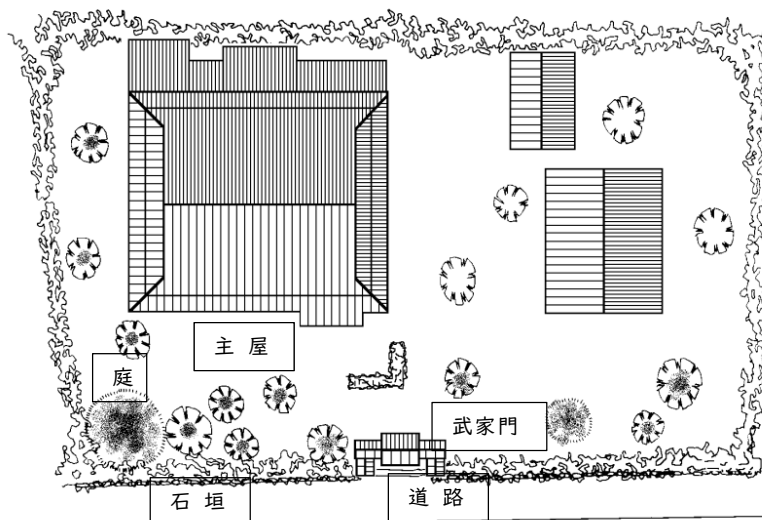
3 補助金を申請する

3-4 特定物件の補助基準

		修理（補助）・補助金額の基準	
建築物	修理	修繕・模様替え	当該建築物の特性を維持するための修理に係る経費（工事費及び設計監理費）の10分の8以内の額
		模様替え	なし
	増築・改築	増築位置	
		建築規模、屋根形状 ・材料、外壁、 建具、配管	
		移 転	
		一 部 除 却	
		全 部 除 却	
その他の工作物		移 転	なし
	修理	修繕・模様替え	補助対象経費（工事費及び設計監理費）の10分の8以内の額
		模様替え	なし
		門の除却	
		祠の除却	
		石垣・塀の除却	
	その他の除却		
環境物件		生 垣	補植費用の10分の8以内の額
		樹 木	枯渇を防止するための費用、枯渇に伴う撤去費用及び移植費用の10分の8以内の額（ただし、通常の管理行為を除く）
		竹林・林	枯渇を防止するための費用及び移植費用の10分の8以内の額。ただし通常の監理費用を除く
		溝・石段の除却	なし
		溝・石段の修繕	補助対象経費（工事費及び設計監理費）の10分の8以内の額
		その他の修理	
		その他の移転・除却	なし
	一 時 除 却	復原に要する経費で外観の保全上及び外観の保存のための構造耐力上必要な部分に掛かる費用の10分の8以内の額	

この基準により難しい場合は、出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会の建議を受けて市長が決定する。

特定物件の許可・修理基準(例)



建物の位置・規模・構造
許可・補助
伝統的建造物の特性を維持すること

屋根形状・材料
許可

伝統的建造物の特性を維持する日本瓦

補助

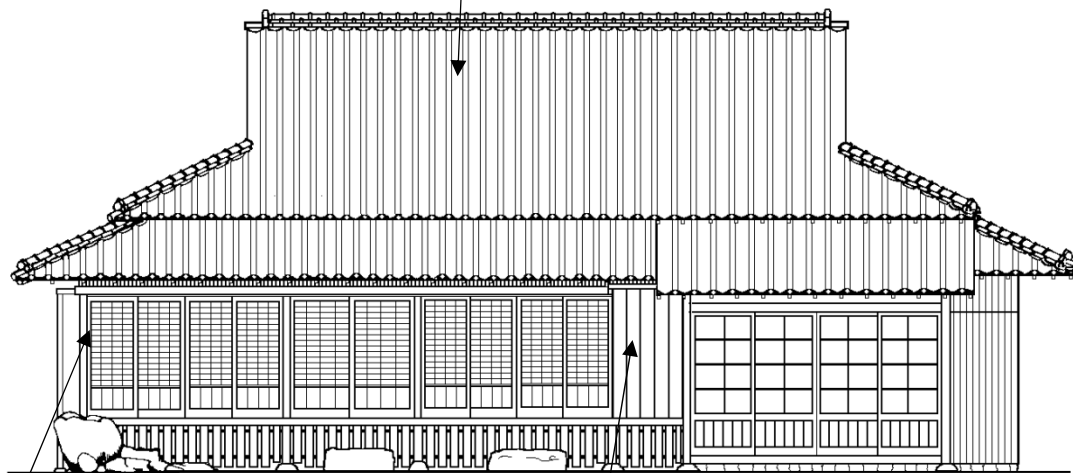
伝統的建造物の特性を維持する日本粘土瓦

棟のし:雲海仕上げ、漆喰仕上げ

素丸か紐丸漆喰止め、銅線等で全数結束

軒先瓦:唐草模様、すずめ漆喰止め(面戸瓦)

平瓦:釘や結束線で緊結



建具

許可

伝統的建造物の特性を維持すること

補助

伝統的建造物の特性を維持する伝統的工法に準じ、素材は木製とし、素材の色・艶を生かすもの
材質は杉、桧等

外壁

許可

伝統的建造物の特性を維持すること

補助

伝統的建造物の特性を維持する伝統的工法に準じ、漆喰又は木製とし、素材の色・艶を生かすもの
縦羽目板張り・下見板板張り
釘は鉄製又は真ちゅう製
塗装を行う場合は、防腐蚀性塗料のみ

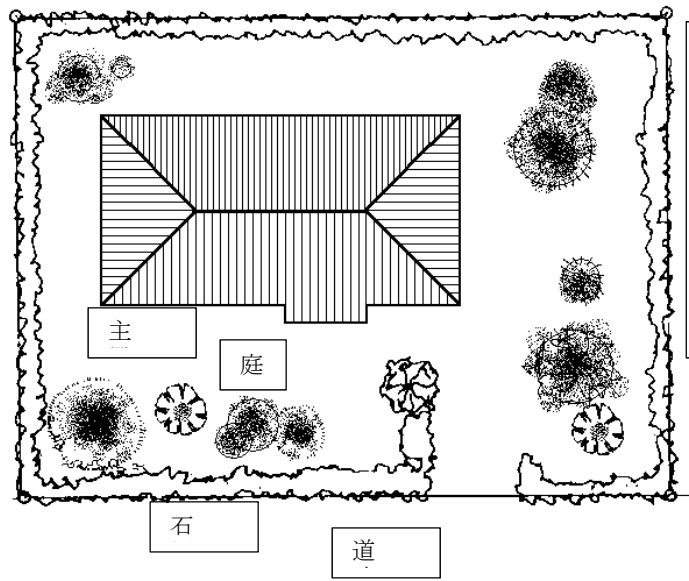
3 補助金を申請する

3-5 特定物件以外の補助基準

		修景（補助）基準	補助対象事業費	補助金額の基準		
建 築 物	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築	住 宅	建築位置	石垣、庭、主屋（座敷）の位置関係が伝統的建造物群の特性に準じたものとする。公道から軒高さ以上の後退距離を取ること。	設計費 ただし、その経費は 15 万円を限度とする。	
			建築規模	棟高さ7m以下の平家建てとする。		
			屋根形状	建築位置及び建築規模の修景基準を充足したもので、伝統的建造物に準じた粘土瓦葺屋根で、屋根勾配は 4.5/10 以上 5.5/10 以下とする。		
			屋根材料			
			外壁	伝統的工法に準じ漆喰又は木製とし、素材の色・艶を生かすものとする。		20 万円を限度とする設計費及び外壁、建具工事費のうち外壁に関しては不燃サイディングボード、建具に関してはアルミ建具との工事費差額。ただし、合計工事面積 150 ㎡を限度とする。
			建具	外壁の修景基準を充たした建築物で、素材は木製とし、玄関戸は引き違いで素材の色・艶を生かすものとする。		
		種	補助対象としない。	—		
		1階の庇・テラス等 2階のバルコニー等				
		蔵	建築位置	伝統的建造物の特性に類似したものとする。	小屋組を除く屋根、外壁、建具の工事費及び 15 万円を限度とする設計費	
			建築規模			
	屋根形状					
	屋根材料					
	外壁					
	その他	建築位置	伝統的建造物群の特性に類似したもので、棟高さ7m以下の木造平家建てとする。	10 万円を限度とする設計費		
		建築規模				
		屋根形状	建築位置及び建築規模の修景基準を充足し切妻等2方向以上に勾配のある屋根とし、採光窓・喚起窓等の突起物がないものとする。伝統的建造物に準じた粘土瓦葺屋根で、屋根勾配は 4.5/10 以上 5.5/10 以下とする。	小屋組を除く屋根工事費でスレート葺との工事費差額及び15万円を限度とする設計費。ただし、その工事面積が 40 ㎡を越える場合は 40 ㎡とする。		
		屋根材料				
		外壁			15 万円を限度とする設計費及び外壁、建具工事費のうち外壁に関してはスレート、建具に関してはアルミ建具との工事費差額。ただし、合計工事面積 30 ㎡を限度とする。	
建具	外壁の修景基準を充たした建築物で、素材は木製とし、素材の色・艶を生かすものとする。					
配管	配管は公道に面した石垣等に露出させないものとする。	石垣等の面から敷地内へ 5m迄の範囲に係る埋設工事費				
修繕・模様替え	修景基準に合致しないものを修景基準内に変更するもの	上記の各項目に準ずる。	対象経費の 3分の2以内の額			
復原	保存地区の特性を維持するために特に必要と認められるもの。	上記の各項目に準ずる。				
その 他の 工 作 物	門・門扉・祠	伝統的建造物群の特性に準じた復原とする。	復原に要する工事費	対象経費の 3分の2以内の額		
	石垣・擁壁	公道等に面する部分など通常望見できる範囲においては、野石乱積みまたは、外観は保存地区内の伝統的の石垣とする。	公道等に面する部分など通常望見できる範囲においては外観の仕上げ（下地経費を含む）に要する費用とする。ただし、表面に野石を使用する場合は構造耐力上の擁壁を含むことができる。	対象経費の 3分の2以内の額		
	堀・生垣	公道等に面する部分など通常望見できる範囲においては、生垣とする。	生垣の新設に準ずる。	生垣の新設に準ずる。		
	修繕・模様替え	修景基準に合致しないものを修景基準内に変更するもの	上記の各項目に準ずる。	対象経費の 3分の2以内の額		
環 境 物 件	溝・石段	新設の場合は、伝統的建造物群の特性に準じたものとする	公道等に面するもので、伝統的建造物の特性に準じた復原・復旧の工事費	対象経費の 3分の2以内の額		
	生垣の新設	茶・山茶花・椿・矢竹・柴・榊、イヌキ、イヌマキ等の伝統的建造物群の特性に準じた樹種で玉物仕上げを除く刈込み生垣とする。	公道等に面する部分の植栽費用	対象経費の 3分の2以内の額		

この基準により難しい場合は、出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会の建議を受けて市長及び教育委員会が決定する。

特定物件以外の補助基準（例）



建物位置・

石垣、庭、主屋（座敷）の位置関係が伝統的建造物群の特性に準じたもので、公道から軒高さ以上の後退距離をとること

建築規模

軒高さ7 m以下の木造平屋建てとする

屋根形状・材料

建築位置及び建築規模の修景基準を充足したもので、伝統的建造物に準じた粘土瓦葺屋根で、屋根勾配は4.5/10以上5.5/10以下とする



建具

外壁の修景基準を充たした建築物で、素材は木製とし、素材の色・艶を生かすもの

外壁

伝統的工法に準じ漆喰又は木製とし、素材の色・艶を生かすもの

石積み補助基準

空石積み断面図（例）

